

投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項
に規定される事業におけるセキュリティトークン等の取扱いについて

令和5年4月19日
経済産業省
産業組織課

投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号。以下「LPS法」という。）では、「事業者への円滑な資金供給を促進し、その健全な成長発展を図り、もって我が国の経済活力の向上に資する」という法目的に基づき、法第3条第1項において、投資事業有限責任組合が行うことのできる事業（以下「対象事業」という。）を列記している。

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）上の有価証券はブロックチェーン等の電子情報処理組織を用いる方法で移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示される場合があり（いわゆるトークン化）、かかるトークン化した有価証券（「電子記録移転有価証券表示権利等」（金融商品取引法第29条の2第1項第8号に規定する権利をいう。））を本通知ではセキュリティトークンと称する。

これまで、いわゆるセキュリティトークンへの投資を行うことが、対象事業に該当するかどうかが明らかでなかったところ、セキュリティトークンへの投資や、ブロックチェーンを利用した資産移転の処理が近年用いられつつあることを踏まえ、セキュリティトークンの取得や保有の対象事業への該当性等について、本通知によって明らかにすることとする。

なお、ブロックチェーン等の電子情報処理組織を用いる方法による、トークン化及び資産の移転に係る事務処理が、理論上又は実態上可能かどうかについて、本通知によって解釈を示すものではない。

記

1. 基本的な考え方

(1) 投資事業有限責任組合がセキュリティトークンを扱う事業を行う場合については、2.(1)～(3)欄に掲げるとおり整理することができる。すなわち、金融商品取引法上の有価証券のうち、LPS法第3条第1項により投資事業有限責任組合が取得及び保有が可能とされる有価証券については、ト一

クン化されたものの取得及び保有も当然に対象事業となると整理することができる。ただし、金融商品取引法の運用・解釈に変更が生じた場合はこの限りではない。

(2) 投資事業有限責任組合が、LPS法第3条第1項に掲げる事業のうち、金融商品取引法上の有価証券には該当しない金銭債権、工業所有権、著作権、約束手形及び譲渡性預金証書等を扱う事業を行う場合については、ブロックチーン等の電子情報処理組織を用いる方法でこれらの資産の移転に係る事務を処理しても、第3条第1項各号に掲げる事業の範囲内で組合契約を遂行するための業務執行と解することができ、第7条第4項に規定する「第3条第1項に掲げる事業以外の行為を行った場合」には当たらない。なお、上記の事務の処理を行うに当たっては、投資事業有限責任組合がこれらの資産を取得及び保有することが前提となる。具体的には3.欄に掲げるとおりとする。

2. 取扱い区分ごとの考え方

(1) 投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令（平成10年政令第235号。以下「令」という。）第1条第1項第1号から第11号までに掲げる有価証券に係るセキュリティトークン（別表 番号1～11）

令第1条第1項第1号から第11号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であって金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（注1）の取得及び保有は、令第1条第1項第13号により、対象事業とされている。したがって、かかる権利がトークン化されたものの取得及び保有も、同号により、当然に対象事業に該当する。

（注1）金融商品取引法第2条第2項柱書前段の規定は、同条第1項各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利について、権利を表示する券面が発行されていない場合においても当該権利を有価証券とみなす旨規定する。また、同条第2項柱書後段の規定は、同項各号に掲げる権利を有価証券とみなす旨規定する。

(2) 株式、新株予約権等に係るセキュリティトークン（別表 番号12～16）

LPS法第3条第1項第1号及び第2号で規定する「株式」には、金融商品取引法上の「株券」（同法第2条第1項第9号）に表示されるべき権利であって同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（株券不発行の株式）も含まれると解釈できるため、その取得及び保有は、LPS法第3条第1項第1号及び第2号により、対象事業と解釈できる。したがって、かかる権利がト一

クン化されたものの取得及び保有も、これらの号により、当然に対象事業に該当する。

上記の「株式」に関する解釈と同様に、LPS法で規定されている以下の左欄に掲げる資産は、それぞれ右欄に掲げる金融商品取引法上第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利が含まれると解釈できるため、かかる権利の取得及び保有は対象事業と解釈できる。したがって、かかる権利がトークン化されたものの取得及び保有も、当然に対象事業に該当すると解釈できる。

LPS法上の資産	金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされる権利
新株予約権（LPS法第3条第1項第2号）	新株予約権証券（金融商品取引法第2条第1項第9号）に表示されるべき権利
外国法人の発行する株式、新株予約権又は指定有価証券若しくは外国法人の持分であって株式、新株予約権又は指定有価証券に類似するもの（LPS法第3条第1項第11号）	以下に掲げる外国又は外国の者の発行する証券又は証書に表示されるべき権利 ・外国又は外国の者の発行する証券又は証書で金融商品取引法第2条第1項第3号から第9号まで、第12号、第13号又は第15号に掲げる証券の性質を有するもの（第2条第1項第17号（ただし、同号に掲げる、第2条第1項第1号、第2号、第14号及び第16号を除く。））に表示されるべき権利 ・外国投資信託の受益証券（同項第10号（ただし、同号に掲げる、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託を除く。））に表示されるべき権利 ・外国投資証券（同項第11号（ただし、同号に掲げる、投資証券、新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。））に表示されるべき

	権利
国債（令第4条第1項第2号）	国債証券（金融商品取引法第2条第1項第1号）に表示されるべき権利
地方債（令第4条第1項第2号）	地方債証券（金融商品取引法第2条第1項第2号）に表示されるべき権利
外国の政府若しくは地方公共団体、国際機関、外国の政府関係機関（その機関の本店又は主たる事務所の所在する国の政府が主たる出資者となっている機関をいう。）、外国の地方公共団体が主たる出資者となっている法人又は外国の銀行その他の金融機関が発行し、又は債務を保証する債券（令第4条第1項第3号）	外国又は外国の者の発行する証券又は証書で金融商品取引法第2条第1項第1号又は第2号に掲げる証券の性質を有するもの（第2条第1項第17号（ただし、同号に掲げる、第2条第1項及び第2号に限る））に表示されるべき権利

（3）信託の受益権等に係るセキュリティトークン（別表 番号17～20）

LPS法第3条第1項第6号で規定する「信託の受益権」には、金融商品取引法第2条第1項第14号に掲げる受益証券発行信託の受益証券に表示されるべき権利であって同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利及び同条第2項第1号に規定される信託の受益権であって同項の規定により有価証券とみなされる権利も含まれると解釈できるため、その取得及び保有は、LPS法第3条第1項第6号により、対象事業と解釈できる。したがって、かかる権利がトークン化されたものの取得及び保有も、同号により、当然に対象事業に該当する。

LPS法第3条第1項第6号で規定する「匿名組合契約の出資の持分」には、金融商品取引法第2条第2項第5号に規定される匿名組合契約に基づく権利であって同項の規定により有価証券とみなされる権利（匿名組合契約の出資持分）が含まれると解釈できるため、その取得及び保有は、LPS法第3条第1項第6号により、対象事業と解釈できる。したがって、かかる権利がトークン化されたものの取得及び保有も、同号により、当然に対象事業に該当する。

LPS法第3条第1項第9号で規定する「投資事業有限責任組合若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによって成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体に対する出資」（これによる出資持分の取得及び保有）には、金融商品取引法第2条第2項第5号に規定される権利であって

同項の規定により有価証券とみなされる権利のうち投資事業有限責任組合及び民法上の組合契約で投資事業を営むことを約するものによって成立する組合に対する出資持分及び同項第6号に規定される権利であって同項の規定により有価証券とみなされる権利のうち外国の法令に基づく権利であってこれらの組合に類似する団体に対する出資持分の取得及び保有も含まれると解釈できる。したがって、かかる権利（出資持分）がトークン化されたものの取得及び保有も、LPS法第3条第1項第9号により、当然に対象事業に該当する。

なお、①匿名組合契約の出資持分、②投資事業有限責任組合及び民法上の組合契約で投資事業を営むことを約するものによって成立する組合に対する出資持分、③外国の法令に基づく権利であって②の組合に類似する団体に対する出資持分であって、金融商品取引法上有価証券とみなされないものについては、この限りではない。

3. セキュリティトークンではない資産（別表 番号21～24）

LPS法第3条第1項第1号及び第2号で規定する「企業組合」の持分、同項第4号で規定する「金銭債権」、同項第7号で規定する「工業所有権」及び「著作権」並びに令第2条第1項第1号で規定する「約束手形」及び同項第2号に規定される「譲渡性預金証書」については、これらの資産を取得及び保有するに当たり、ブロックチェーン等の電子情報処理組織を用いる方法でこれらの資産の移転に係る事務を処理しても、第3条第1項に掲げる事業を遂行するための業務執行と解することができ、第7条第4項に規定する「第3条第1項に掲げる事業以外の行為を行った場合」には当たらない。

なお、上記の事務の処理を行うに当たっては、投資事業有限責任組合がこれらの資産を取得及び保有することが前提となる。

4. 留意事項

（1）無権代理行為について

投資事業有限責任組合は、組合ごとにLPS法第3条第1項各号に掲げる事業の範囲内において、組合契約によって当該組合の事業範囲を定める（同条第2項第1号）こととされているため、組合によっては第3条第1項各号に規定する範囲よりもさらに事業範囲を限定する場合がある。

無権代理行為は、本人の追認により、本人に対しても効力を生ずるため（民法第113条第1項）、投資事業有限責任組合においても、組合員全員の追認により、当該無権代理行為を有効とすることができる。

ただし、当該無権代理行為が、LPS法第3条第1項に掲げる事業以外の行為である場合については、組合員は追認をすることができないため（LPS法第7条第4項）、当該無権代理行為を追認により有効とすることはできない。

なお、この無権代理行為の責任は、民法第117条に従い処理されることとなり、無限責任組合員は、同条第2項に該当しない限り、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償責任を負うことになる。

したがって、無限責任組合員がセキュリティトークン等を扱う際には、組合契約に定める事業（LPS法第3条第1項に掲げる事業の範囲内）以外の行為も行っていることにならないか留意が必要である。

（2）資金決済法上の電子決済手段及び暗号資産を取得・保有することは、現行のLPS法第3条第1項に掲げる事業のいずれにも該当しない。

(別紙) 各セキュリティトークン等の取得及び保有と L P S 法第 3 条第 1 項に掲げる事業の対応関係

番号	通知	事業	L P S 法第 3 条第 1 項	令
1	2. (1)	金融商品取引法第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる債券に表示されるべき権利であって、同条第 2 項の規定により、有価証券とみなされるものに該当するセキュリティトークンの取得及び保有	第 3 号	第 1 条第 1 項第 13 号(第 1 号)
2	2. (1)	金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる特定社債券に表示されるべき権利であって、同条第 2 項の規定により、有価証券とみなされるものに該当するセキュリティトークンの取得及び保有	第 3 号	第 1 条第 1 項第 13 号(第 2 号)
3	2. (1)	金融商品取引法第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる社債券に表示されるべき権利であって、同条第 2 項の規定により、有価証券とみなされるものに該当するセキュリティトークンの取得及び保有	第 3 号	第 1 条第 1 項第 13 号(第 3 号)
4	2. (1)	金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号に掲げる出資証券に表示されるべき権利であって、同条第 2 項の規定により、有価証券とみなされるものに該当するセキュリティトークンの取得及び保有	第 3 号	第 1 条第 1 項第 13 号(第 4 号)
5	2. (1)	金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号に掲げる優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証券に表示されるべき権利であって、同条第 2 項の規定により、有価証券とみなされるものに該当するセキュリティトークンの取得及び保有	第 3 号	第 1 条第 1 項第 13 号(第 5 号)
6	2. (1)	金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げる優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券に表示されるべき権利であって、同条第 2 項の規定により、有価証券とみなされるものに該当するセキュリティトークンの取得及び保有	第 3 号	第 1 条第 1 項第 13 号(第 6 号)
7	2. (1)	金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる受益証券に表示されるべき権利であって、同条第 2 項の規定により、有価証券とみなされるものに該当するセキュリティトークンの取得及び保有	第 3 号	第 1 条第 1 項第 13 号(第 7 号)
8	2. (1)	金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券、新投資口予約権証券又は投資法人債券に表示されるべき権利であって、同条第 2 項の規定により、有価証券とみなされるものに該当するセキュリティトークンの取得及び保有	第 3 号	第 1 条第 1 項第 13 号(第 8 号)

番号	通知	事業	L P S法第 3条第1項	令
9	2. (1)	金融商品取引法第2条第1項第12号に掲げる受益証券に表示されるべき権利であって、同条第2項の規定により、有価証券とみなされるものに該当するセキュリティトークンの取得及び保有	第3号	第1条第1項第13号(第9号)
10	2. (1)	金融商品取引法第2条第1項第13号に掲げる受益証券に表示されるべき権利であって、同条第2項の規定により、有価証券とみなされるものに該当するセキュリティトークンの取得及び保有	第3号	第1条第1項第13号(第10号)
11	2. (1)	金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げる約束手形に表示されるべき権利であって、同条第2項の規定により、有価証券とみなされるものに該当するセキュリティトークンの取得及び保有	第3号	第1条第1項第13号(第11号)
12	2. (2)	金融商品取引法第2条第1項第9号に掲げる株券に表示されるべき権利であって、同条第2項の規定により、有価証券とみなされるものに該当するセキュリティトークンの取得及び保有	第1号 第2号	—
13	2. (2)	金融商品取引法第2条第1項第9号に掲げる新株予約権証券に表示されるべき権利（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であって、同条第2項の規定により、有価証券とみなされるものに該当するセキュリティトークンの取得及び保有	第2号	—

番号	通知	事業	L P S法第 3条第1項	令
1 4	2. (2)	<p>以下に掲げる外国又は外国の者の発行する証券又は証書に表示されるべき権利であって、金融商品取引法第2条第2項の規定により、有価証券とみなされるものに該当するセキュリティトークンの取得及び保有（令第3条で定めるところにより、L P S法第3条第1項第1号から第10号までに掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国又は外国の者の発行する証券又は証書で金融商品取引法第2条第1項第3号から第9号まで、第12号、第13号又は第15号に掲げる証券の性質を有するもの（第2条第1項第17号（ただし、同号に掲げる、第2条第1項第1号、第2号、第14号及び第16号を除く。）） ・外国投資信託の受益証券（同項第10号（ただし、同号に掲げる、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託を除く。）） ・外国投資証券（同項第11号（ただし、同号に掲げる、投資証券、新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）） 	第11号	—
1 5	2. (2)	業務上の余裕金の運用であって、国債証券（金融商品取引法第2条第1項第1号）又は地方債証券（同項第2号）に表示されるべき権利であって、同条第2項の規定により、有価証券とみなされるものに該当するセキュリティトークンの取得	第12号	第4条第1項第2号
1 6	2. (2)	業務上の余裕金の運用であって、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、国債証券又は地方債証券の性質を有するもの（金融商品取引法第2条第1項第17号（ただし、同号に掲げる、第2条第1項及び第2号に限る））に表示されるべき権利であって、同条第2項の規定により、有価証券とみなされるものに該当するセキュリティトークンの取得	第12号	第4条第1項第3号
1 7	2. (3)	事業者を相手方とする匿名組合契約の出資の持分のうち、金融商品取引法第2条第2項第5号に規定される匿名組合契約に基づく権利であって同項の規定により有価証券とみなされるセキュリティトークンの取得及び保有	第6号	—

番号	通知	事業	L P S 法第 3条第1項	令
18	2. (3)	以下に掲げる権利であって、金融商品取引法第2条第2項の規定により、有価証券とみなされるセキュリティトークンの取得及び保有 ・金融商品取引法第2条第1項第14号に掲げる受益証券発行信託の受益証券に表示されるべき権利 ・同条第2項第1号に規定される信託の受益権	第6号	—
19	2. (3)	投資事業有限責任組合若しくは民法上の組合契約で投資事業を営むことを約するものによって成立する組合に対する出資の持分のうち、金融商品取引法第2条第2項第5号の規定により有価証券とみなされるセキュリティトークンの取得及び保有	第9号	—
20	2. (3)	外国に所在する19番に掲げる組合に類似する団体に対する出資の持分のうち、金融商品取引法第2条第2項第6号の規定により有価証券とみなされるセキュリティトークンの取得及び保有	第9号	—
21	3.	ブロックチェーン等の電子情報処理組織を用いる方法による、企業組合の持分の取得及び保有	第1号 第2号	—
22	3.	ブロックチェーン等の電子情報処理組織を用いる方法による、事業者に対する金銭債権又は事業者の所有する金銭債権の取得及び保有	第4号	—
23	3.	ブロックチェーン等の電子情報処理組織を用いる方法による、事業者の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有（当該権利に関して利用を許諾することを含む。）	第7号	—
24	3.	L P S 法第3条第1項第1号から第9号までの事業に付随する事業であって、ブロックチェーン等の電子情報処理組織を用いる方法による、同法第2条第1項の事業者が発行し、又は所有する約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。）又は譲渡性預金証書の取得及び保有	第10号	第2条第1項第1号 同項第2号